

第三百三十二号議案

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第二 一の部六の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同部十二の項中「第八八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

（提案理由）

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）等の施行に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。